

○宮崎大学農学部附属動物病院診療規程

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成19年1月31日 平成19年3月30日  
平成21年8月7日 平成23年3月30日  
平成24年2月9日 平成26年3月31日

第1条 宮崎大学農学部附属動物病院（以下「本院」という。）は、学術研究並びに教育の用に資するため動物を診療する。

第2条 本院の業務は、次のとおりとする。ただし、往診は行わない。

- (1) 動物の診療
- (2) 死体検査及び病性鑑定
- (3) 診療した動物に対する処方箋及び各種証明書の発行
- (4) 予防接種

第3条 飼い主は、前条の診療等を申込むときは、所定の手続きを経て、動物の診療を受けるものとする。また、入院を希望するときは、所定の願書を提出して、動物病院長の許可を受けなければならない。

第4条 診療時間は、9時から16時までとする。

2 休診日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの期間
- (4) 大学の事情により業務に支障のある日

第5条 本院は、動物の診療又は入院中にやむを得ない事由により死傷又は失そうなどの事故が発生した場合は、損害賠償その他の責を負わない。

第6条 入院動物の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入院動物の飼料は、飼い主において負担する。
- (2) 入院動物の介護を必要とする場合は、飼い主は付添人を付けること。
- (3) 飼い主は、治ゆ又はへい死の通知を受けたときは、指定の日時までに動物を引き取ること。
- (4) 飼い主が前号の引取通知を受けて指定の日時までに動物を引き取らない場合は、本院が適宜処分する。この場合、処分に要した経費は飼い主の負担とし、この処分によって生ずる一切の損失については、本院はその責を負わない。

第7条 診療等料金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物（牛・馬・豚・山羊等）の診療等料金は、原則として農業災害補償法に基づく家畜共済診療点数表に定める点数に10円を乗じた金額とする。なお、診察料、文書料、薬価及び「家畜共済診察点数表」に該当しない項目は、別表伴侶動物等診療等料金表に掲げる診療料金
- (2) 伴侶動物等（伴侶動物、動物園動物、野生動物、エキゾチックアニマル、飼い鳥、魚等）の診察等料金は、別表伴侶動物等診療等料金表に掲げる診療料金

第8条 外来動物の診療等料金は、診療時の都度とし、入院動物の診療等料金は、入院の日から7日を経過したとき又は退院のとき徴収する。ただし、やむを得ず時間外及び休診日に診療を行う場合の診療等料金は、所定の手続きを経て、別に定めるところにより納付させるものとする。

第9条 学用動物（動物病院長が学術研究並びに教育上特に必要と認めた動物）については、診療等料金の全額又は一部を徴収しないことができる。

第10条 診療等その他について、第7条の規定に基づく料金により難い特別の事情がある場合にあっては、やむを得ず、動物病院長の判断により最も近い項目に準じ適宜相当料金を徴収することができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年2月9日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

伴侶動物等診療等料金表

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
	1 基本診療料	円	
1	初診料	2,160	初診料請求にあたっての通則 1. 同時に2以上の傷病について初診を行った場合においても、初診料は、1回とし算定する。 2. 同一年度内で、1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。 3. 産業動物にもこれを適用する。
2	再診料	1,300	再診料請求にあたっての通則 1. 同時に2以上の傷病について診察を行った場合においても、再診料は、1回とし算定する。 2. 入院中の動物に係る再診料は算定しない。 3. 産業動物にもこれを適用する。
3	時間外診察料	2,590	
4	入院料A	2,160	ICUケージを使用する場合は別途加算する。
5	入院料B	3,240	〃
6	入院料C	5,400	〃
7	特別入院料A	650	〃 (別途病院会議にて承認を得たもの)
8	特別入院料B	1,080	〃 ( 〃 )
9	文書料	5,400	
10	薬価	—	1.購入価格が3万円未満の場合は、購入価格の1.5倍とする。 2.購入価格が3万円以上5万円未満の場合は、購入価格の1.3倍とする。 3.購入価格が5万円以上10万円未満の場合は、購入価格の1.1倍とする。
11	特定治療材料	—	1.購入価格が3万円未満の場合は、購入価格の1.5倍とする。 2.購入価格が3万円以上5万円未満の場合は、購入価格の1.3倍とする。 3.購入価格が5万円以上10万円未満の場合は、購入価格の1.1倍とする。
	2 検査料		検査料請求にあたっての通則 検査料に掲げられていない検査は、表に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の料金により算定する。
	(尿・糞便等検査)		
12	尿中一般物質定性半定量検査	310	試験紙、アンプル、錠剤を用いて検査するものをいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定料金により算定するものである。 検査項目は次のとおり。 ①比重 ②PH ③蛋白 ④グルコース ⑤ウロビリノーゲン ⑥ビリルビン ⑦ケトン体 ⑧潜血 ⑨試験紙法による尿細菌検査 ⑩試験紙法による白血球検査 ⑪アルブミン
13	尿沈査顕微鏡検査	700	
	糞便検査 (Fecol Exam)		
14	塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪、消化状況)	250	スダンⅢ、ヨード澱粉反応含む。
15	虫卵検出(集卵法)	210	
16	フィルムテスト	1,080	
	(穿刺液・採取液検査)		材料採取代は別途加算する。
17	精液一般検査	1,640	精液の量、精子の数、運動能
18	髄液一般検査	870	外見、比重、グロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類、蛋白、グルコース、ビリルビンなどの定量
19	頸管粘液(膿垢)検査	1,640	量、粘調度、鏡検査
20	その他の穿刺液検査A	1,080	
21	その他の穿刺液検査B	2,160	
22	その他の穿刺液検査C	3,240	
	(血液学的検査)		
	血液形態・機能検査		
23	自動血球計算	1,250	毛細管ヘマトクリット測定、屈折計による総蛋白の測定を含む。
24	血小板数	340	
25	網赤血球数	260	
26	好酸球数	340	
27	抹梢血液像	1,080	特殊染色を行った場合は、特殊染色ごとに250円を加算する。
28	マイクロフィリア(直接法)	750	
29	マイクロフィリア(集中法)	1,500	Membrane法
30	赤血球抵抗試験	1,080	
	(出血・凝固検査)		
31	PT	420	
32	APTT	770	
33	フィブリノーゲン	730	
34	血小板凝集能	1,640	
35	線維素分解産物(FDP)	1,200	
	(生化学的検査Ⅰ)		

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
36	総蛋白	400	
37	総ビリルビン	400	
38	尿素窒素(BUN)	400	
39	クレアチニン	400	
40	尿酸	400	
41	グルコース	400	
42	乳酸脱水素酵素(LDH)	400	
43	アルカリフォスファターゼ	400	
44	コリンエステラーゼ(ChE)	180	
45	アミラーゼ	400	
46	リパーゼ	790	
47	γ-GTP	400	
48	CPK	400	
49	中性脂肪	400	
50	Na K Cl	790	
51	Ca	400	
52	Mg	180	
53	ALB(アルブミン)	400	
54	GOT(AST)	700	
55	GPT(ALT)	700	
56	総コレステロール	700	
57	P	700	
58	アンモニア	830	
59	イヌCRP	1,080	
60	血液ガス分析	2,160	5回まで、1回毎の値段
61	血液ガス分析(追加)	1,080	6回以上は、1回毎に追加する
	(生化学的検査Ⅱ)		
62	肝・腎のクリアランステスト	1,640	肝クリアランス試験(ICG、BSP)、腎では(PSP、尿素、クレアチニン)
63	アレルギー検査の皮内反応	4,880	アレルギー検査に使用した薬剤は別途加算する。数種のアレルギーを用いて検査を行った場合は、それぞれ算定する。
64	特殊外注検査 (免疫学的検査)	—	注)外注検査料の1.5倍とし、送料は別途加算する。
65	クームス試験(直接)	2,160	
66	抗血小板抗体検査	2,160	
67	血液型検査 感染症検査	—	検査用キットの購入価格の2倍とする。
68	ウイルス CPV	2,540	
69	ウイルス FeLV	2,540	
70	ウイルス FIV	2,540	
71	原虫 バベシア	2,160	
72	寄生虫 フィラリア抗原	2,280	
73	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (細菌培養・薬剤感受性検査)	490	蛍光顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの
74	細菌顕微鏡検査	440	グラム染色
75	細菌培養	1,370	好気・嫌気培養を含む。
76	細菌薬剤感受性検査・好気・1菌種	980	2菌種の場合は2.0倍とする。
77	細菌薬剤感受性検査・嫌気・1菌種 (真菌・外部寄生虫検査)	1,710	2菌種の場合は2.0倍とする。
78	皮膚搔爬材料鏡検(真菌・寄生)	750	
79	ウッドランプ検査 (診断穿刺・検体採取料)	500	手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
80	血液採取(静脈)	150	
81	脳室穿刺	3,240	麻酔代は別途加算する。
82	後頭下穿刺	2,380	〃
83	腰椎穿刺	1,520	〃
84	骨髄穿刺A	1,080	〃
85	骨髄穿刺B	2,160	〃
86	胃液・十二指腸液採取	1,300	〃
87	胸水・腹水採取A	1,080	〃
88	胸水・腹水採取B	2,160	〃
89	胸水・腹水採取C	3,240	〃
90	動脈血採取	440	〃
91	子宮頸管粘液(膣垢)採取	340	〃
92	その他の穿刺・排液A	1,080	〃
93	その他の穿刺・排液B	2,160	〃
94	その他の穿刺・排液C	3,240	〃
95	その他の穿刺・排液D	4,320	〃
96	その他の穿刺・排液E (病理学的検査)	5,400	〃
97	病理組織迅速顕微鏡検査	28,080	1手術につき

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
98	病理組織顕微鏡検査	9,720	
99	細胞診検査	2,380	封入体検出を含む。
100	剖検 (生体検査料)	36,020	
101	心電図・心音図検査A	1,080	
102	心電図・心音図検査B	2,160	
103	心電図・心音図検査C	3,240	
104	心電図・心音図検査D (脳波検査)	4,320	
105	脳波検査A	2,160	
106	脳波検査B (眼科検査)	4,320	
107	眼科検査A	440	
108	眼科検査B	650	
109	眼科検査C	870	
110	眼科検査D	1,080	
111	眼科検査E	1,640	
112	眼科検査F	2,160	
113	眼科検査G	2,720	
114	眼科検査H	3,240	
115	眼科検査I	3,800	
116	眼科検査J	4,320	
117	眼科検査K	4,880	
118	眼科検査L	5,400	
119	眼科検査M (その他)	7,560	
120	特殊検査A	3,240	
121	特殊検査B	5,400	
122	特殊検査C	10,800	
123	特殊検査D	21,600	
124	特殊検査E	32,400	
125	特殊検査F	43,200	
126	特殊検査G	54,000	
	3 画像診断料		画像診断料請求にあたっての通則 1. 画像診断の費用は、診断料(撮影料を含む)にフィルム料、薬剤料を加算して算定する。 2. 同一部位で同時に2以上の撮影をした場合には、第2以後の診断料は第1の半額とする。 3. 対称器官の健側対称部位を対照として撮影した場合には、診断料に加算しない。 4. 生検検査実施の場合、病理組織診断料は別途加算する。
	(X線撮影・診断料)		
127	透視診断料A	5,160	
128	透視診断料B	7,730	
129	単純撮影A	1,640	1方向
130	単純撮影B	2,720	2方向
131	単純撮影C	3,800	3方向
132	単純撮影D	4,880	4方向
133	造影剤使用撮影A	2,160	
134	造影剤使用撮影B	3,800	
135	造影剤使用撮影C	5,400	
136	造影剤使用撮影D	7,560	
137	造影剤使用撮影E	10,800	
138	コンピュータ断層撮影・診断A	16,160	1回転撮影
139	コンピュータ断層撮影・診断B	21,600	2回転撮影
140	コンピュータ断層撮影・診断C	24,840	2回転撮影+造影
141	コンピュータ断層撮影・診断D	27,000	3回転撮影
142	コンピュータ断層撮影・診断E	29,220	3回転撮影+造影
	(内視鏡検査)		
143	ファイバースコープ-A	6,480	
144	ファイバースコープ-B	8,640	
145	ファイバースコープ-C	12,600	
146	ファイバースコープ-D	16,160	
147	ファイバースコープ-E	21,600	
148	ファイバースコープ-F (超音波検査)	36,010	
149	超音波検査 断層撮影法A	1,080	
150	超音波検査 断層撮影法B	2,160	
151	超音波検査 断層撮影法C	3,240	
152	超音波検査 断層撮影法D	4,320	
153	超音波検査 断層撮影法E	5,400	
154	超音波検査 断層撮影法F	6,480	
155	超音波検査 断層撮影法G	7,560	

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
156	超音波検査 断層撮影法H	8,640	
157	超音波検査 断層撮影法I (MRI検査)	9,720	
158	MRI撮影・診断A	21,600	
159	MRI撮影・診断B	27,000	
160	MRI撮影・診断C	32,400	
161	MRI撮影・診断D	37,800	
162	MRI撮影・診断E	43,200	
	4 薬治料		薬治料請求にあたっての通則 1回の1種類の処方に係る調剤(入院中を除く)とする。
163	調剤料A	120	1週間を超える調剤(錠剤など)の場合は、1週間の調剤ごとに210円を加算する。
164	調剤料B	1,080	1週間を超える調剤(秤量・分包を要するもの)の場合は、1週間の調剤ごとに500円を加算する。
165	処方料	340	入院中の動物以外の動物に対する1回の処方
	5 注射料		注射料請求にあたっての通則 1. 注射の費用は、注射料及び薬剤料を加算して算定する。 2. 精密持続点滴注射を行った場合は、1日につき2,000円を加算して算定する。
166	皮下・筋肉内	870	1日につき
167	静脈内	1,730	1日につき
168	腹腔	1,430	1日につき
169	点滴	1,940	1日につき 点滴回路を使用した場合は、1日につき150円を加算する。
170	その他の注射料A	650	
171	その他の注射料B	1,640	
172	その他の注射料C (輸血)	3,240	1. 輸血量には抗凝固液の量は含まない。 2. 血液交叉試験又は間接ケムス検査を行った場合は、1回につき600円又は1,200円を加算する。 3. 輸血に伴って行った供給者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定料金に含む。
173	輸血A	1,080	
174	輸血B	3,240	
175	輸血C	6,480	
176	輸血D	9,720	
177	輸血E	12,960	
178	輸血F	16,200	
	6 処置料		処置料請求にあたっての通則 1. 処置の費用は、処置料、薬剤料、特定治療材料を加算して算定 2. 対称器官に係る処置の各区分の所定料金は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料とする。
	(1)一般処置		
179	経口投薬A	440	
180	経口投薬B	870	
181	創傷処置A	770	
182	創傷処置B	2,160	
183	創傷処置C	3,240	
184	創傷処置D	4,320	
185	創傷処置E	5,400	
186	創傷処置F	6,480	
187	創傷処置G	7,560	
188	創傷処置H	8,640	
189	その他の処置A	1,080	
190	その他の処置B	2,160	
191	その他の処置C	3,240	
192	その他の処置D	4,320	
193	その他の処置E	6,480	
194	その他の処置F	8,640	
195	その他の処置G	10,800	
196	ドレーン法(ドレナージ)A	1,080	1日につき
197	ドレーン法(ドレナージ)B	2,160	"
198	ドレーン法(ドレナージ)C	3,240	"
199	ドレーン法(ドレナージ)D	4,320	"
200	ICUケージA	1,080	1日につき
201	ICUケージB	2,160	"
202	ICUケージC	3,240	"
203	ICUケージD	5,400	"
204	腹膜灌流A	5,400	1日につき
205	腹膜灌流B	10,800	"
206	爪切りA	800	
207	爪切りB	1,530	
	(2)救急処置		

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
208	救急処置A	5,400	
209	救急処置B	10,800	
210	救急処置C	16,200	
	(3)皮膚科処置・薬浴		
211	皮膚科処置・薬浴A	560	
212	皮膚科処置・薬浴B	1,080	
213	皮膚科処置・薬浴C	2,160	
214	皮膚科処置・薬浴D	3,240	
215	皮膚科処置・薬浴E	4,320	
216	皮膚科処置・薬浴F	5,400	
217	皮膚科処置・薬浴G	6,480	
218	皮膚科処置・薬浴H	7,560	
	(4)泌尿器科・産科処置		
219	膀胱穿刺	800	
220	包皮洗浄	720	
221	尿道洗浄	1,810	
222	膀胱洗浄	2,550	1日につき
223	留置カテーテル設置	2,390	
224	導尿A	1,730	
225	導尿B	3,460	
226	膣洗浄	1,080	
227	子宮洗浄	3,800	
228	助産A	7,560	
229	助産B	15,120	
230	交配補助	3,800	
231	人工授精	8,100	
	(5)眼科処置		洗眼・点眼を含む。
232	眼科処置A	560	
233	眼科処置B	1,080	
234	眼科処置C	1,640	
235	眼科処置D	2,160	
236	眼科処置E	2,720	
237	眼科処置F	3,240	
238	眼科処置G	4,320	
239	眼科処置H	5,400	
240	眼科処置I	6,480	
	(6)耳鼻科処置		点耳、耳浴、耳洗浄、簡単な耳垢除去を含む。
241	耳鼻科処置A	940	
242	耳鼻科処置B	1,680	
243	耳鼻科処置C	2,400	
244	耳鼻科処置D	3,150	
	(7)整形外科的処置		
245	関節穿刺A	1,660	
246	関節穿刺B	2,810	
247	関節穿刺C	3,990	
	(8)歯科処置		
248	歯科処置A	1,080	
249	歯科処置B	2,160	
250	歯科処置C	3,240	
251	歯科処置D	4,320	
252	歯科処置E	5,400	
253	歯科処置F	6,480	
254	歯科処置G	7,560	
255	歯科処置H	8,640	
256	歯科処置I	10,800	
	(9)その他		
257	安楽死	8,230	薬剤料、注射料は別途加算する。
	7 手術料		手術料請求にあたっての通則 1. 手術の費用は、手術料、外固定料、薬剤料、特定治療材料を加算して算定する。この場合、手術に伴って行った処置及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される治療材料の費用は、手術料に含まれる。 2. 対称器官に係る手術の各区分の所定料金は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料とする。 3. 手術を開始した後、動物の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定料金により算定する。
	(1)皮膚・皮下組織		
	(皮膚・皮下組織)		
258	皮膚切開・形成術A	3,240	
259	皮膚切開・形成術B	6,480	
260	皮膚切開・形成術C	9,720	

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
261	皮膚切開・形成術D	12,960	
262	皮膚切開・形成術E	16,200	
263	皮膚切開・形成術F	32,400	
264	皮膚切開・形成術G	48,600	
265	皮膚切開・形成術H	64,800	
266	皮膚切開・形成術I	81,000	
267	皮膚切開・形成術J	97,200	
268	腫瘍摘出術A	5,400	
269	腫瘍摘出術B	10,800	
270	腫瘍摘出術C	16,200	
271	腫瘍摘出術D	21,600	
272	腫瘍摘出術E	32,400	
273	腫瘍摘出術F	43,200	
274	腫瘍摘出術G	54,000	
275	腫瘍摘出術H	64,800	
276	腫瘍摘出術I	86,400	
277	腫瘍摘出術J	108,000	
278	腫瘍摘出術K	129,600	
279	腫瘍摘出術L	162,000	
	(2)筋骨格系・四肢・体幹 (筋膜、筋、腱、腱鞘)		
280	腱縫合、形成術A	10,800	
281	腱縫合、形成術B	21,600	
282	腱縫合、形成術C	32,400	
283	腱縫合、形成術D	43,200	
	(四肢骨)		
284	骨折非観血の整復術A	3,240	
285	骨折非観血の整復術B	6,480	
286	骨折非観血整の復術C	9,720	
287	骨折非観血整の復術D	12,960	
288	骨折非観血整の復術E	16,200	
289	骨折観血の手術A	10,800	
290	骨折観血の手術B	21,600	
291	骨折観血の手術C	32,400	
292	骨折観血の手術D	43,200	
293	骨折観血の手術E	54,000	
294	骨折観血の手術F	64,800	
295	骨折観血の手術G	75,600	
296	骨折観血の手術H	86,400	
297	骨折観血の手術I	108,000	
298	インプラント除去術A	3,240	
299	インプラント除去術B	6,480	
300	インプラント除去術C	12,960	
301	インプラント除去術D	21,600	
302	骨切除・骨切り術A	10,800	腫瘍・骨の摘出も含む。
303	骨切除・骨切り術B	21,600	〃
304	骨切除・骨切り術C	32,400	〃
305	骨切除・骨切り術D	43,200	〃
306	骨切除・骨切り術E	54,000	〃
307	骨切除・骨切り術F	64,800	〃
308	骨切除・骨切り術G	75,600	〃
309	骨切除・骨切り術H	86,400	〃
	(四肢関節、靱帯)		
310	関節切開術A	6,480	
311	関節切開術B	9,720	
312	関節切開術C	16,200	
313	関節切開術D	27,000	
314	関節切開術E	37,800	
315	関節脱臼非観血の整復術A	5,400	
316	関節脱臼非観血の整復術B	10,800	
317	関節脱臼非観血の整復術C	21,600	
318	関節脱臼観血の整復術A	10,800	
319	関節脱臼観血の整復術B	21,600	
320	関節脱臼観血の整復術C	32,400	
321	関節脱臼観血の整復術D	43,200	
322	関節脱臼観血の整復術E	54,000	
323	関節脱臼観血の整復術F	64,800	
324	関節脱臼観血の整復術G	75,600	
325	観血の関節固定術A	10,800	
326	観血の関節固定術B	21,600	
327	観血の関節固定術C	32,400	
328	観血の関節固定術D	43,200	
329	観血の関節固定術E	54,000	



	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
330	親血の関節固定術F	64,800	
331	靭帯断裂形成術A	10,800	
332	靭帯断裂形成術B	21,600	
333	靭帯断裂形成術C	32,400	
334	靭帯断裂形成術D	54,000	
	(四肢切断、離脱、再接合)		
335	四肢切断術、関節離断術A	5,400	
336	四肢切断術、関節離断術B	10,800	
337	四肢切断術、関節離断術C	21,600	
338	四肢切断術、関節離断術D	32,400	
339	四肢切断術、関節離断術E	43,200	
340	四肢切断術、関節離断術F	54,000	
341	四肢切断術、関節離断術G	64,800	
	(手、足)		
342	爪除去術A	1,080	
343	爪除去術B	3,240	
344	爪除去術C	6,480	
	(脊柱、骨髄)		
345	椎弓切除・造窓術A	21,600	
346	椎弓切除・造窓術B	32,400	
347	椎弓切除・造窓術C	43,200	
348	椎弓切除・造窓術D	54,000	
349	椎弓切除・造窓術E	64,800	
350	椎弓切除・造窓術F	75,600	
	(3)神経系、頭蓋		
351	頭蓋・脳・神経手術A	21,600	
352	頭蓋・脳・神経手術B	32,400	
353	頭蓋・脳・神経手術C	43,200	
354	頭蓋・脳・神経手術D	54,000	
355	頭蓋・脳・神経手術E	64,800	
356	頭蓋・脳・神経手術F	86,400	
357	頭蓋・脳・神経手術G	108,000	
	(4)眼		
358	眼科手術A	4,320	
359	眼科手術B	6,480	
360	眼科手術C	8,640	
361	眼科手術D	10,800	
362	眼科手術E	16,200	
363	眼科手術F	21,600	
364	眼科手術G	32,400	
365	眼科手術H	43,200	
366	眼科手術I	54,000	
367	眼科手術J	64,800	
368	眼科手術K	75,600	
369	眼科手術L	86,400	
370	眼科手術M	97,200	
371	眼科手術N	108,000	
	(5)耳鼻咽喉		
372	耳鼻咽喉手術A	5,400	
373	耳鼻咽喉手術B	10,800	
374	耳鼻咽喉手術C	21,600	
375	耳鼻咽喉手術D	32,400	
376	耳鼻咽喉手術E	43,200	
377	耳鼻咽喉手術F	54,000	
378	耳鼻咽喉手術G	64,800	
379	気管手術A	10,800	
380	気管手術B	21,600	
381	気管手術C	32,400	
382	気管手術D	43,200	
383	気管手術E	54,000	
384	気管手術F	86,400	
	(6)顔面・口腔・頸部		
385	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術A	5,400	
386	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術B	10,800	
387	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術C	21,600	
388	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術D	32,400	
389	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術E	43,200	
390	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術F	54,000	
391	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術G	64,800	
392	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術H	86,400	
393	口唇・口腔内・口蓋・顔面手術I	108,000	
394	唾液腺摘除術A	5,400	
395	唾液腺摘除術B	10,800	

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
396	唾液腺摘除術C	21,600	
397	唾液腺摘除術D	32,400	
398	唾液腺摘除術E	43,200	
399	唾液腺摘除術F	54,000	
	(7)胸部		
400	開胸手術A	21,600	
401	開胸手術B	54,000	
402	開胸手術C	64,800	
403	開胸手術D	75,600	
404	開胸手術E	86,400	
405	開胸手術F	97,200	
406	開胸手術G	108,000	
	(8)心・脈管		
407	犬糸状虫吊りだし手術A	21,600	
408	犬糸状虫吊りだし手術B	32,400	
409	犬糸状虫吊りだし手術C	43,200	
410	犬糸状虫吊りだし手術D	54,000	
411	犬糸状虫吊りだし手術E	64,800	
	(9)腹部		
412	ヘルニア手術A	10,800	
413	ヘルニア手術B	21,600	
414	ヘルニア手術C	32,400	
415	ヘルニア手術D	43,200	
416	ヘルニア手術E	54,000	
417	ヘルニア手術F	64,800	
418	ヘルニア手術G	86,400	
419	ヘルニア手術H	108,000	
420	開腹手術A	10,800	
421	開腹手術B	21,600	
422	開腹手術C	32,400	
423	開腹手術D	43,200	
424	開腹手術E	54,000	
425	開腹手術F	64,800	
426	開腹手術G	75,600	
427	開腹手術H	86,400	
428	開腹手術I	97,200	
429	開腹手術J	108,000	
430	開腹手術K	140,400	
431	開腹手術L	162,000	
432	開腹手術M	183,600	
	(10)特殊手術		カテーテルインターベンション、人工関節置換術、人工心肺装置下の開心術などを含む。
433	特殊手術A	108,000	
434	特殊手術B	216,000	
435	特殊手術C	324,000	
436	特殊手術D	432,000	
437	特殊手術E	540,000	
	(11)その他		
438	その他の手術A	10,800	
439	その他の手術B	21,600	
440	その他の手術C	32,400	
441	その他の手術D	43,200	
442	その他の手術E	54,000	
443	その他の手術F	64,800	
444	その他の手術G	75,600	
	8 麻酔料		麻酔料請求にあたっての通則 1. 同一の目的のために2以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、主たる麻酔の所定料金のみにより算定する。 2. 料金表に掲げられていない麻酔であって、特殊な麻酔の麻酔料は、同節に掲げられている麻酔のうちで最も近似する麻酔の各区分の所定料金により算定する。
445	局所麻酔A	1,270	
446	局所麻酔B	2,290	
447	局所麻酔C	4,490	
448	局所麻酔D	6,690	
449	局所麻酔E	8,870	
450	鎮静・全身麻酔A	2,290	
451	鎮静・全身麻酔B	4,490	
452	鎮静・全身麻酔C	6,690	
453	鎮静・全身麻酔D	8,870	
454	鎮静・全身麻酔E	11,820	
455	鎮静・全身麻酔F	23,540	
456	鎮静・全身麻酔G	35,250	

	項 目	診療料金 (税込8%)	備 考
457	鎮静・全身麻酔H	46,970	